平成２５年（フ）第２００号
静岡県磐田市寺谷197番地１
破産者　伊藤　道代
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
愛知県岩倉市中本町中市場30番地７　ソレアード千代鶴401号
破産者　山口　和宏
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１９３号
愛知県一宮市浅井町河端字柳下８番地　市営河端住宅434号
破産者　清水　房子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１９７号
愛知県一宮市北方町北方字宝江新田砂越11番地　市営宝江住宅141号
破産者　羽田建築こと　羽田　浩仁
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２０８号
愛知県一宮市多加木３丁目２番６　メゾン芙蓉304号
破産者　中川　英世
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１９号
愛知県江南市前飛保町寺前188―１　メゾンセレクト102号室、住民票上の住所愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１　江南団地73棟407号
破産者　長谷川みゆ子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４１号
愛知県みよし市三好丘２丁目８番地　三好ケ丘団地１号棟404号
破産者　山田　雅之
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営G―101号
破産者　木村　英典
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目６番２―502号、前住所兵庫県尼崎市神田南通１丁目９番地　グランドムール尼崎1003
破産者　細見　恒雄
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２号
広島県尾道市平原１丁目22番22号
破産者　山根田加文
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第６号
徳島県阿南市富岡町今福寺49番地７
破産者　阿竹　秀樹
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１２号
香川県仲多度郡多度津町大字葛原532番地３
破産者　長坂　香織（旧姓森林）
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２８号
愛媛県西予市宇和町皆田912番地１
破産者　森　　正英
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３０号
熊本市東区戸島西４丁目４―１森幸恵方、破産手続開始決定時住所熊本県山鹿市新町401番地
破産者　森　　京子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
大分市久原中央１丁目６番32号
破産者　下田　和彦
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４号
宮崎市吉村町下り松甲2415番地11
破産者　杉田美佐子
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４２号
宮崎市福島町寺山3085番地１　サンファースト福島203号
破産者　後藤　正志
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７０号
宮崎市北川内町内ノ野5060番地２
破産者　原田　朝子（旧姓上野）
１　決定年月日　平成25年10月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７６号
神奈川県藤沢市石川１丁目24番地の17　ストーンリバー湘南A102、開始決定時の住所鹿児島県霧島市隼人町小田168番地７
破産者　石内　　恵
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係